

【高齢者の生活を支援するサービス】

① 緊急通報装置の設置

急病や災害などによる緊急事態に、すばやく適切な対応が行えるように、緊急通報装置を設置します。装置から緊急通報や異常信号を受信した場合、必要に応じて緊急要員が自宅へ急行します。

対象者の要件	<p>次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上の一人暮らしの人 ・ 扶養義務者（子、孫、兄弟姉妹など）が近隣（おおよそ4キロ以内）に居住していないこと
利用者負担額	月額1,000円（生活保護世帯は無料）
設置する機器	<p><u>緊急通報装置本体</u> 装置の「非常ボタン」を押すと緊急通報が発信されます</p> <p><u>ペンダント型の緊急ボタン（発信機）</u> 携帯型の発信機です。ボタンを押すことで、緊急通報が発信されます。利用可能範囲は利用者の自宅に限定されます</p> <p><u>ライフ監視用センサー</u> 自宅で最低1回は通過する場所（トイレ近くなど）に設置し、センサーの感知が36時間ない場合、自動で緊急通報が発信されます</p> <p><u>熱感知器、煙感知器</u> 火災を感知するとブザーが鳴り、利用者に異常の発生を伝えるとともに、緊急通報が発信されます</p> <p><u>屋外フラッシュライト</u> 玄関などに取り付け、屋内で異常があったときに点灯します</p> <p><u>健康相談サービス通話機</u> *通話料利用者負担 利用者の体の健康についての相談を24時間受け付けています</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応を行うため、鍵（2個）を預かります ・ 装置設置の際、委託業者（セコム）が家屋図面を作成されます ・ 借家にお住まいの人は、家屋の所有者の同意が必要となります

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL0771-25-5032

② 福祉電話の設置

緊急時の連絡手段や安否確認のために、電話をお持ちでない人に電話機を貸与します。

対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上の一人暮らしの人、70歳以上の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）の人、70歳以上で構成された世帯、70歳以上と18歳未満で構成された世帯等で、以下の全てに該当する人（同一居住区域内に扶養義務者がいる人を除く） ① 世帯の人全員が市府民税非課税であること ② 安否の確認、日常生活に対する助言や相談、その他電話による連絡が必要と認められる人
利用者の負担額	無料（月300円を超える通話料は利用者の負担となります）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置台数には限りがあります ・ 電話（携帯電話を含む）をお持ちの人は対象となりません

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

③ 寝具洗濯乾燥消毒サービス(布団の丸洗い、乾燥)

汚れた寝具の洗濯等を行います。

対象者の要件	<p>次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上の一人暮らしの人、または70歳以上の人のみで構成された世帯の人 ・ 介護保険の要支援・要介護認定を受けている人 ・ ねたきり状態や尿失禁により、寝具の衛生管理が困難な人
利用者の負担額	<p>洗濯・乾燥・消毒・・・1回あたり 770円</p> <p>乾燥・消毒・・・・・・・・・・1回あたり 176円</p>
利用回数	月1回以内（年12回以内）

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

④ 高齢者自立支援住宅改修費補助金の交付

介護保険の認定を受けていない人を対象に、住宅改修の費用を助成します。

対象者の要件	次の全てに該当する人 ・ 65歳以上の高齢者で、 <u>介護認定審査を受け、結果が非該当となった人</u> のうち、日常生活の動作が困難で、在宅での生活の安全性を維持するために住宅改修が必要と認められる人 ・ 世帯の人全員が市町村民税非課税であること ・ 過去にこの補助金の交付を受けていない人
工事内容	居住する住宅における次の工事 ・ 手すりの取り付け、段差の解消、洋式等への便器の取り替え等
助成内容	補助対象工事費の3分の2以内の額で16万円を限度とします (1,000円未満は切り捨て)

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

⑤ 生活援助事業利用助成金の交付

亀岡市社会福祉協議会の「くらしのサポートサービス（家事援助）」
(P19) を利用された場合、利用料の一部を助成します。

対象者の要件	次の全てに該当する人 ・ 70歳以上の一人暮らしの人 ・ 骨折や退院直後などで、一時的に日常動作が困難な状態の人 ・ 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人（介護認定申請中の方は除く）、介護認定審査結果が非該当になった人
助成金額	利用料に対する2分の1の額
利用時間など	1週間に3時間以内（利用期間は6箇月以内）

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

【介護をしている人を支援するサービス】

① 介護用品の支給

在宅で、高齢者等を介護している家族の経済的な負担を軽減するため、介護用品を支給します。

対象者の要件	次の全てに該当する人 ・ 亀岡市内に住所を有し、在宅で生活している高齢者等（第2号被保険者を含む）を介護している人 ・ 高齢者等および介護者が属する世帯全員が市町村民税非課税 ・ 高齢者等が介護保険要介護4または5の認定を受けていること ・ 介護者は、要介護高齢者等と同居もしくは常時介護している配偶者および3親等内の親族、または要介護者との間でパートナーシップ宣誓書受理証の交付を受けた者であること ・ 生活保護を受けていない人
支給内容	介護用品（月額7,300円を限度）を指定業者が宅配します 限度額を超えた分は利用者の実費負担となります
支給する介護用品	紙おむつ、おむつカバー、尿取りパッド、防水シート、おしり拭き、使い捨て手袋
指定業者	○八千代ケアサポート(株) ○ソーケンメディカル(株) ○安心ライフ(株) ○(株)ニチイ学館（ニチイケアセンター亀岡） ○(有)スマイルケア

【問い合わせ】 高齢福祉課 地域包括ケア推進係 TEL 0771-25-5127



② 家族介護者慰労金の支給

在宅で要介護4または5の認定を受けている高齢者を介護している人に、介護者慰労金を支給します。（介護保険の第2号被保険者を含む）

対象者の要件	次の全てに該当する人 ・ 高齢者および介護者が市内在住で市町村民税非課税世帯に属すること ・ 高齢者が病院や介護保険施設、その他の社会福祉施設に通算して3箇月を超えて入院もしくは入所していないこと ・ 要介護4または5の認定を受けてから1年以上継続していること ・ 申請日前1年以内に、介護保険のサービスを利用していないこと *ただし、次のいずれかの場合は除く ① 福祉用具貸与、特定福祉用具販売または住宅改修のみ利用 ② 介護保険のサービスの利用日数が申請日前1年以内に 合計10日以内 ・ 介護者は、高齢者と同居もしくは常時介護している配偶者または3親等内の親族であること ・ 当該年度に家族介護者慰労金の支給を受けていないこと
申請期間	4月1日～3月31日（土・日・祝日を除く）
支給金額 など	100,000円

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL0771-25-5032



③ 在宅高齢者介護激励金の支給

在宅で要介護3（要介護2であって認定調査時の主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の者を含む。）の認定を受けている高齢者を介護している人に、介護激励金を支給します。（介護保険の第2号被保険者を含む）

対象者の要件	<p>次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者および介護者が市内在住で市町村民税非課税世帯に属すること ・ 高齢者が病院や介護保険施設、その他の社会福祉施設に通算して3箇月を超えて入院もしくは入所していないこと ・ 要介護3（要介護2であって認定調査時の主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の者を含む）の認定を受けてから、1年以上継続していること ・ 申請日前1年以内に、介護保険のサービスを利用していないこと <p>＊ただし、次のいずれかの場合は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 福祉用具貸与、特定福祉用具販売または住宅改修のみ利用 ② 介護保険のサービスの利用日数が申請日前1年以内に合計10日以内 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者は、高齢者と同居もしくは常時介護している配偶者または3親等内の親族であること ・ 当該年度に激励金の支給を受けていないこと
申請期間	4月1日～3月31日（土・日・祝日を除く）
支給金額など	30,000円

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032



【介護予防を目的とするサービスや教室】

① 介護予防拠点活動支援事業

日常動作訓練や教養講座、作品づくりなど、介護予防と健康増進につながる様々な事業を実施します。

対象者の要件	次の全てに該当する人 ・ 亀岡市内に住所を有し、在宅で生活する65歳以上の高齢者 ・ 他の者に感染させるおそれのある感染症疾患がない人 ・ 疾病等により医療機関に入院して治療を受ける必要がない人
利用者の負担額	無料（食事代などの実費相当分は利用者の負担となります）
利用回数	週1回程度、1回あたり2～4時間程度 （利用施設により異なります）
利用施設	曾我部いこいの家（曾我部町穴太） ちとせさわやか健康センター（千歳町千歳） 亀岡市立人権福祉センター（葎田野町佐伯） ナルク亀岡「丹の里」（篠町馬堀）

【問い合わせ】 健康増進課 健康づくり係 TEL0771-25-5004

② キラリ☆ココカラ介護予防塾

高齢者の皆さんに元気でいきいきとした生活を続けてもらえるよう介護予防教室を実施します。

対象者の要件	65歳以上の人
参加料	無料
実施日	月曜日または水曜日
場所	ギャラリーかめおか、市民ホール等
申し込み	事前申し込みが必要です
その他	詳細については、亀岡市の広報誌、ホームページをご覧ください

【問い合わせ】 健康増進課 健康づくり係 TEL0771-25-5004

【健康づくりと健康管理】

① マッサージサービス

高齢者の健康増進の一環として、定期的にマッサージサービスを行います。

対象者の要件	おおむね70歳以上の高齢者(ただし、介護サービス利用者を除く)
利用者負担額	1,000円
実施回数	年12回(1回あたり定員18人)
実施場所	亀岡市総合福祉センター
その他	・開催日時などは亀岡市のホームページ、広報誌に掲載します ・マッサージを行う施術師はあん摩マッサージ指圧、鍼、灸の資格を持つ方です

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL0771-25-5032

② 健康相談・もの忘れ相談

自分に合った健康づくりの方法を見つけましょう。

対象者の要件	・血圧やコレステロールなど、生活習慣病が気になる人 ・食事のポイント、運動、歯について知りたい人 ・卒煙のコツや適正飲酒について知りたい人 ・もの忘れについて気になる人
利用料	無料
実施日	亀岡市の広報誌をご覧ください
場 所	市民ホールなど

【問い合わせ】 健康増進課 健康づくり係 TEL0771-25-5004

がん検診の実施日時などは、5月中旬全戸配布の「令和6年度亀岡市がん検診・健康診査ガイド」をご覧ください

*令和7年3月31日時点での年齢です。

③ 胃がん検診

胃がんは日本人に多いがんです。早期発見するためには2年に1回検診を受けることが大切です。

令和6年度から胃内視鏡（胃カメラ）検査が受けられます。胃エックス線（バリウム）検査か胃内視鏡（胃カメラ）検査のどちらかを選んでください。

◆胃エックス線（バリウム）検査（事前に申し込みが必要です）

対象者の要件	40歳以上で奇数年齢の人
自己負担金	800円（70歳以上は無料）
実施日	9月～11月のうち該当日

◆胃内視鏡（胃カメラ）検査（事前に申し込みが必要です）

対象者の要件	50歳以上で奇数年齢の人
自己負担金	3,000円（70歳以上は2,000円）
実施日	7月～12月末

【問い合わせ】 健康増進課 健康予防係 TEL0771-25-5004

*令和7年3月31日時点での年齢です。

④ 大腸がん検診

早期のうちにはほとんど自覚症状がありませんが、早期の大腸がんなら90%以上が完治するといわれています。事前に申し込みが必要です。

対象者の要件	40歳以上の人
自己負担金	400円（70歳以上は無料）
実施日	9月～11月、1～2月のうち該当日 および集団乳がん検診日に同時実施予定

【問い合わせ】 健康増進課 健康予防係 TEL0771-25-5004

がん検診の実施日時などは、5月中旬全戸配布の「令和6年度亀岡市がん検診・健康診査ガイド」をご覧ください

*令和7年3月31日時点での年齢です。

⑤ 結核・肺がん検診

結核患者の約7割が65歳以上です。年に1回は、検診で胸のレントゲンを撮るようにしましょう。事前に申し込みが必要です。

対象者の要件	40歳以上の人 *ただし結核検診は、15歳以上の人
自己負担金	400円（65～69歳は200円、70歳以上は無料）
実施日	9月～11月のうち該当日

【問い合わせ】 健康増進課 健康予防係 TEL0771-25-5004

*令和7年3月31日時点での年齢です。

⑥ 子宮頸がん検診

子宮頸がんは早期に自覚症状がありませんので、検診を受けることが大切です。

対象者の要件	20歳以上の女性
自己負担金	1,500円（70歳以上は無料）
実施日	個別検診 6月～12月 集団検診 10月～11月のうち該当日
申し込み	個別検診 各医療機関へ実施期間内に直接お問い合わせください 集団検診 事前に申し込みが必要です

【問い合わせ】 健康増進課 健康予防係 TEL0771-25-5004

がん検診の実施日時などは、5月中旬全戸配布の「令和6年度亀岡市がん検診・健康診査ガイド」をご覧ください

*令和7年3月31日時点での年齢です。

⑦ 乳がん検診

乳がんは女性が一生のうちで一番かかりやすいがんです。転移しやすく再発することもあるので、2年に1回は検診を受けることが大切です。

対象者の要件	① 40歳以上で奇数年齢の女性 ② 乳がん検診無料クーポン券対象者
自己負担金	40歳代 1,700円 (マンモグラフィ2方向) 50歳以上 1,500円 (マンモグラフィ1方向) 70歳以上は無料
実施日	個別検診 6月～12月 集団検診 10月～11月、1月～2月のうち該当日
申し込み	個別検診 各医療機関へ実施期間内に直接お問い合わせください 集団検診 事前に申し込みが必要です
その他	昨年度やむを得ない事情で受診できなかった人は、お問い合わせください

【問い合わせ】 健康増進課 健康予防係 TEL0771-25-5004

*令和7年3月31日時点での年齢です。

⑧ 前立腺がん検診

中高年男性に多くみられる前立腺がんから自分や大切な家族を守りましょう。

対象者の要件	55歳以上の男性
自己負担金	1,500円 (70歳以上は無料)
実施日	個別検診 6月～12月
申し込み	各医療機関へ実施期間内に直接お問い合わせください

【問い合わせ】 健康増進課 健康予防係 TEL0771-25-5004

⑨ インフルエンザ予防接種

予防には、手洗いや十分な栄養と休養をとること、咳エチケットが大切です。
インフルエンザ予防接種は、感染した時の症状を軽減する効果があります。

対象者の要件	次のいずれかに該当する人 ① 接種日に65歳以上の人 ② 接種日に60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓または呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人で、接種が必要と医師が判断した人
自己負担金	1,500円
実施期間	10月21日(月)～12月30日(月)
接種方法	亀岡市内実施医療機関では、直接接種することができます (医療機関によっては事前予約が必要です)

【問い合わせ】 健康増進課 健康管理係 TEL0771-25-5004



⑩ 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

65歳の人に、1回接種する予防接種です。65歳を超える人を対象とした経過措置は終了しました。

対象者の要件	次のいずれかに該当する人 ① 接種日に65歳の人 ② 接種日に60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓または呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人で、接種が必要と医師が判断した人 *ただし、①②の対象者であっても、過去に高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種された場合は対象外です
自己負担金	4,000円
実施期間	予診票到着日～66歳になる誕生日の前日
接種方法	亀岡市内実施医療機関では、直接接種することができます (医療機関によっては事前予約が必要です)

【問い合わせ】 健康増進課 健康管理係 TEL0771-25-5004



【認知症に関する事業】

① 認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業

認知症高齢者等を在宅で介護している人に対して、位置情報端末機により所在の確認ができる機器を貸与します。

対象者の要件	亀岡市内に住所を有し、在宅で生活している65歳以上の常時認知症などにより道に迷って帰り道がわからない高齢者および行方不明になるおそれのある高齢者
支援内容	位置情報端末機の貸与
位置情報端末機利用者負担額	初期費用のみ無料 (以下の機器維持費などは利用者の負担となります) リース料 1箇所あたり1,320円 検索料 1回あたり220円(24時間対応) 現場急行料金 1回1時間あたり11,000円 バッテリー交換代 1個につき2,310円 2個につき3,960円

② かめおか 認知症カフェ

認知症の人やその家族が交流や情報交換できる場です。

*今年度の内容(実施日、実施場所等)については、「広報かめおか」や「亀岡市ホームページ」であらためてお知らせします。

③ 認知症に関する講座(認知症サポーター養成講座、市民向け講座)

認知症に対する正しい知識の普及を図り、認知症の人と家族と市民が共に支え合うまちづくりを目指します。

【①～③の問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

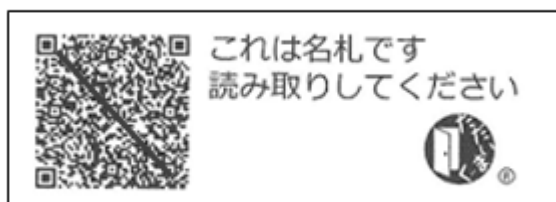


④ 認知症高齢者等の事前登録制度

認知症などにより、道に迷って帰り道がわからない人に対して、事前に登録することで、実際に行方不明になった時に、登録した情報を迅速に関係機関へ提供して早期発見に役立っています。

対象者の要件	亀岡市内に住所を有し、認知症などにより道に迷って帰り道がわからない人および行方不明になるおそれのある人
申請できる人	対象者の親族や成年後見人など（関係機関に情報を提供することに同意できる人）
登録方法	申請用紙「認知症高齢者等事前登録制度 登録書」を高齢福祉課に提出してください。用紙は、高齢福祉課またはホームページなどで入手できます。 申請時に申請者の本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）と登録対象者の写真（3箇月以内、全身、8 cm×6 cm程度）を持参してください。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所担当課の連絡先がスマートフォン等で読み取れるQRコード付き名札“ただいまーく（アイロンで接着する熱転写シート）”および靴用反射シールをお渡しします。 ・登録者情報は、登録簿に登載後、同意確認により亀岡警察署と亀岡市地域包括支援センター、地区担当の民生委員に情報を提供します。 ・行方不明になられたとき、事前登録の情報を活用して関係機関に情報を提供します。 ・登録者が保護されたとき、登録内容に基づき申請者等に連絡します。

QRコード付き名札(見本)



見本のため読み取りできません。



【問い合わせ】 高齢福祉課 地域包括ケア推進係 TEL 0771-25-5127

【高 齢 者 医 療】

① 後期高齢者医療制度

原則 75 歳以上の人が入会する医療制度で、保険料は、1 人ひとりが納めます。

対象者の要件	次のいずれかに該当する人 ① 75 歳以上の人（75 歳の誕生日から適用） ② 65 歳以上 75 歳未満の人で一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人（認定を受けた日から適用）
医療費の窓口負担	1 割（一般所得者等） 2 割（一定以上所得のある人） 3 割（現役並み所得者）

② 老人医療費助成制度

一定の条件に該当する高齢者を対象に、入院・通院にかかる医療費の自己負担額の一部を助成します。医療費の窓口負担は 2 割です。

対象者の要件	後期高齢者医療制度に入会されていない 65 歳以上 70 歳未満で所得税非課税世帯に属する人 *本人が社会保険の被扶養者である場合、本人と被保険者（扶養者）が別世帯であっても、被保険者も所得判定の対象に含めます。
--------	---

③ 重度心身障害老人健康管理事業

障がいがあり、一定条件を満たす人を対象に、医療機関での窓口負担を助成します。窓口での一部負担金の支払いは不要です。

対象者の要件	後期高齢者医療被保険者で、次のいずれかに該当する人 ① 身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する人 ② 療育手帳 A 判定を所持する人 ③ 身体障害者手帳 3 級を所持し、更生相談所等において知能指数がおおむね 50 以下と判定された人 ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する人 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持し、前回の再認定日まで等級が 1 級だった人（次回再認定日までの期間に限る） ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持し、身体障害者手帳 3 級を所持する人 ⑦ 精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持し、更生相談所等において知能指数がおおむね 50 以下と判定された人 *所得制限あり（④～⑦については、令和 6 年 8 月以降の診療分から適用となります）
--------	--

【問い合わせ】 保険医療課 高齢者医療係 TEL 0771-25-5026

【その他の事業】

① 命のカプセル

『命のカプセル』は、万が一の救急時に備えて、医療情報など119番出動時に必要な情報をあらかじめシートに記入し、保存しておく容器です。救急時に本人が体の状態を説明できない場合でも、救急隊員が情報を確認することで、適切で素早い救急活動に役立っています。

配布をご希望の場合は、お近くの民生委員児童委員にご相談ください。配布対象者は、70歳以上の一人暮らしの人、70歳以上のみで構成された世帯、その他、身体的に不安を抱える65歳以上の高齢者の人にもお配りします。

② 敬老事業

亀岡市内に住所を有し、当該年度に75歳以上になる人を対象として、長年にわたり社会に貢献されてきたことに感謝の気持ちを伝えるために、毎年市内各町において敬老会や記念品等の配布が行われています。

③ 敬老記念品

亀岡市内に住所を有し、当該年度に米寿（88歳）・白寿（99歳）を迎えられる人と市内最高齢者の人に敬老記念品を贈呈しています。

【①～③の問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

④ 亀岡市シルバー人材センター

高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業機会を確保・提供します。就業を援助し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

【問い合わせ】 亀岡市シルバー人材センター TEL 0771-24-7423
(亀岡市安町釜ヶ前23番地4)

⑤ 老人クラブ

亀岡市老人クラブ連合会を中心として健康・友愛・奉仕を三大運動に位置づけ、地域の高齢者が集まり組織されています。会員のみなさんが、生きがいづくりや知識・経験を活かして地域を豊かにする活動を展開されており、「健康づくり・介護予防活動」「友愛活動」「奉仕・ボランティア活動」など、その活動は多岐にわたります。

【問い合わせ】 亀岡市老人クラブ連合会事務局 (亀岡市総合福祉センター内)
TEL 0771-20-9063

【敬老乗車券を販売しています】

亀岡市域の路線バスおよびタクシーを乗車できる敬老乗車券を1冊2,500円で販売しています。

路線バスについては、利用1回につき、1枚の乗車券で運賃額を問わず乗車できます。ただし、区間を超えて乗車する場合は、別途その区間の普通運賃が必要です。

タクシー（京都タクシー・ヒラノタクシー）については、亀岡市内での乗車、または降車につき、1枚250円の運賃として、1回の運賃支払いに1人につき2枚（500円）まで使用できます。

【対象者】

- ・70歳以上の亀岡市民（販売する年度に満70歳になる人を含む）
- ・運転免許証を自主返納された人（運転免許取消通知書、運転経歴証明書の提示が必要です）

【販売場所・販売期間】

市役所1階高齢福祉課(23番窓口)

午前9時～午後5時(土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く)

人権福祉センター、東部文化センター、保津文化センター、犬甘野児童館ほか、毎年各自治会でも出張販売を行っています。

高齢福祉課窓口、外部施設や自治会の販売日程は、各年度によって異なりますので、広報誌でご確認いただくか、担当係までお問い合わせください。

【購入上の注意点】

- ・1年度内で、1人2冊までの販売になります。
- ・乗車券には有効期限があります。期限切れとなった乗車券の交換や返金はできません。
- ・代理の人が購入する場合、申請書の委任状欄に記入が必要です。また、代理の人の本人確認書類が必要となります。
- ・本人以外の使用はできません(家族の人も使用できません)。他人への譲渡および転売は禁止しています。
- ・盗難、紛失などによる払い戻し、再発行は行いません。
- ・不正使用が発覚した場合、乗車券の返還や不正使用について弁償していただきます。

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

【社会福祉協議会の事業】

① 車いす、介護用ベッドの貸し出し

車いすや介護用ベッドの貸し出しを利用いただけます。

【対象者の要件】

- ・一時的に車いす、介護用ベッドが必要となった人
- ・要介護1以下の人で継続的に車イス、介護用ベッドの使用が必要な人

*要介護2以上の方は介護保険制度でのレンタルをご検討下さい。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

*（福）亀岡市社会福祉協議会の会費納入にご協力をお願いします。
（窓口で受付しています）

【料 金】

- ・車 い す・・・無料
- ・電動ベッド・・・8,000円（年間）

【申 込】

台数に限りがあるため、事前にお問い合わせください。
社会福祉協議会窓口にてお手続きください（印鑑不要）。

② 暮らしのサポートサービス

住民参加型の在宅福祉サービス事業です。日常生活を送る上で困りごとをお持ちの人に対して、家事援助・外出同行などのサービスをボランティアが提供します。

【対象者の要件】

高齢者や障がいをお持ちの人など福祉の支援を必要とする人

【利用料と活動時間】

利 用 料	家事援助・外出同行	30分500円
活動時間	8時30分～17時30分	

【申 込】

利用会員申込書を提出していただきます。
（福）亀岡市社会福祉協議会窓口にてお手続きください。

③ 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症・もの忘れのある人、知的障がいや精神障がいなどがある人で、福祉サービスを利用するための手続きがよくわからなかったり、日常的な金銭管理をするのが、ひとりでは不安な人のお手伝いをする事業です。

この事業の契約および支援計画の内容について理解できる人を対象に、社会福祉協議会の専門員が自宅を訪問し契約を理解する能力があるかどうかの確認を行ないます。

契約は、利用者ご本人と行います。

相談からサービスの提供まで（福）亀岡市社会福祉協議会がお手伝いします。

【料 金】

- ・相談や「支援計画書」の作成までは無料。
- ・「支援計画書」に基づいて生活支援員が行うサービスは1時間1,000円。
*1時間を超えた場合は、30分ごとに500円ずつ加算。
サービス提供に必要な移動費は別途負担。
日常生活で使用する通帳・はんこの保管料は、おひとり月額250円
*なお、市町村民税非課世帯に属する人または、生活保護を受けている人は、利用料の負担はありません。

「車いす、介護用ベッドの貸し出し」

「くらしのサポートサービス」

「福祉サービス利用援助事業」

に関するお問い合わせは、

（福）亀岡市社会福祉協議会 Tel 0771-23-6711



【成年後見制度】

成年後見制度は、判断能力が十分でない人が、財産の侵害を受けたり人間としての尊厳が傷つけられたりすることがないように、法律面や生活面で支援する制度です。制度の利用が必要な場合、家庭裁判所に申し立てることによって成年後見制度の開始が可能です。成年後見制度は、家庭裁判所で手続きを行う法定後見と、公証人役場で手続きを行う任意後見に大きく分けられます。

① 成年後見制度中核機関

高齢の人や障がいのある人の財産管理や福祉サービスの契約手続き、成年後見制度の利用手続きに関してお悩みがありましたら、高齢福祉課の窓口にてご相談に応じます。

【問い合わせ】 高齢福祉課 地域包括ケア推進係 TEL 0771-25-5127

② 成年後見人等の報酬助成制度

制度の利用にあたり、費用負担が困難であると認められる人に対して、成年後見人等の報酬助成を行います。報酬助成は第三者が成年後見人等を務めている場合に限り、親族が務めている場合は対象になりません。

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

③ 成年後見制度市長申立て

制度の申立ては通常本人や家族等が行いますが、身寄りがなく、本人が申立てをすることが難しいほど判断力が低下している場合、代わって市長が家庭裁判所に制度の利用を申し立てることができます。

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

成年後見制度に関連するお問い合わせ先

京都家庭裁判所園部支部 TEL (代)0771-62-0840 (法定後見)

南丹市園部町小桜町 30

京都公証人合同役場 TEL 075-231-4338 (任意後見)

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町 436 の 2 シカタディスビル 5 階

○成年後見制度に関する専門職団体

京都弁護士会 TEL 075-231-2378

リーガルサポート京都 TEL 075-255-2578

京都社会福祉士会 TEL 075-585-5430

【高齢者の虐待を防ぐために】

高齢者の心身を傷つけることや、介護など必要な援助をしないことは高齢者虐待にあたります。「家族にしていること（されていること）が虐待だと知らなかった」と、無自覚に行われていることもあります。虐待は本人の人権を侵害し、ときには犯罪になる行為です。

「介護の疲れから、本人に強く当たってしまう」「家族から暴言を吐かれる、自分の年金を使わせてくれない」「身近な高齢者が虐待を受けているかもしれない」このような悩みがありましたら、高齢福祉課もしくはお住まいの地域を管轄する地域包括支援センターにいつでもご相談ください。

高齢者虐待の区分と定義

区分	定義	具体例（一例）
身体的虐待	本人の体を傷つける、または恐れのある暴行を加えること	平手打ちをする、殴る、蹴る 無理矢理食事を口に入れる ベッドに縛り付ける
介護の放任、放置（ネグレクト）	介護を著しく怠る、長時間の放置など高齢者を衰弱させること	入浴させない、髪を切らせない 食事を十分に与えない 必要とされる介護や医療サービスを制限したり利用させない
心理的虐待	本人に対する著しい暴言や、心理的外傷を与える言動を行うこと	怒鳴る、ののしる、悪口を言う 本人を意図的に無視する
性的虐待	本人にわいせつな行為をする、またはさせること	排泄の失敗などに対し、罰として下半身を裸にして放置する キス、性器への接触、性行為の強要
経済的虐待	本人の財産に対し不当に利益を得る、または不当に処分すること	必要な金銭を渡さない 年金や貯金を本人の意思や利益を無視して使用する 本人の財産を無断で売却する

【問い合わせ】 高齢福祉課 高齢者支援係 TEL 0771-25-5032

地域包括ケア推進係 TEL 0771-25-5127

（地域包括支援センターのお問い合わせ先は裏表紙に記載しています）

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターでは、高齢者やその家族などを対象に、介護に関する相談や介護・福祉サービスの紹介、利用手続きのお手伝いなどを亀岡市が委託しておこなっています。

① 総合相談

高齢者のみなさんが抱える、生活全般の悩み・相談に対して、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などの専門職が対応し、適切なサービスの紹介や、問題解決のための支援をします。

② 介護予防ケアマネジメント

高齢者が、要介護状態になることを防ぐため、介護予防ケアプランの作成や、生活機能の低下が見られる場合には市町村が実施する介護予防プログラムを紹介するなど、日常生活に必要な能力の維持・改善を支援します。

③ 権利擁護

高齢者の虐待防止や早期発見、成年後見制度の紹介など高齢者の権利を擁護する取り組みを行います。

④ 継続的なケアマネジメント

高齢者の心身の状態に合わせた適切なサービスが提供されるよう、地域のケアマネジャーへ支援や助言を行います。

住まいの地域を担当する地域包括支援センターは、

裏表紙の一覧表をご覧ください。